

滋賀県監査委員条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)による地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県監査委員条例(昭和39年滋賀県条例第10号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 地方自治法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第2条関係)
- (2) この条例は、平成30年4月1日から施行することとします。

滋賀県監査委員条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(議員のうちから選任される監査委員)</p> <p>第2条 法第196条第1項の規定に基づく議員のうちから選任される監査委員の数は、1人とする。</p> <p>以下 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(議員のうちから選任される監査委員)</p> <p>第2条 法第196条第6項の規定に基づく議員のうちから選任される監査委員の数は、1人とする。</p> <p>以下 省略</p>